

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第157号）

- 1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第211号）
平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）教養試験の問題及び解答を記載した文書
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
非公開決定
- 3 担当課（所）
人事委員会事務局総務課
- 4 異議申立て等の経緯

ア H24.10.26 公開請求	エ H24.11.27 諮問
イ H24.10.30 非公開決定	オ H26.10.7 答申
ウ H24.11.19 異議申立て	

- 4 諮問に係る審査会の判断結果
非公開とした決定は、妥当である。

非公開部分	該当条項	審査会の判断要旨	
		判断結果	
全部非公開	条例第7条 第6号 第7号	非公開	<p>1 先例の答申について</p> <p>異議申立人は、平成21年12月14日に、平成7年度から平成21年度までの「石川県職員採用候補者試験（職務経験者：行政）の教養試験の択一問題及び解答」の公開請求を行い、実施機関が、保有していた平成18年度から平成21年度までの分について非公開決定を行ったところ、この処分に対して異議申立てを行っている。</p> <p>これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、答申第99号（以下「先例答申」という。）において、以下のとおり判断した。</p> <p>（1）条例第7条第7号該当性について</p> <p>実施機関は、非公開決定を行った公文書は、財団法人日本人人事試験研究センター（以下「センター」という。）から公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。</p> <p>当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、センターから実施機関に送付された「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示された。これを見分したところ、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。</p> <p>このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。</p>

		<p>(2) 条例第7条第6号該当性について</p> <p>実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。</p> <p>また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。</p> <p>このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。</p> <p>2 非公開決定の当否について</p> <p>当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。</p> <p>① 本件公開請求に係る公文書の性質は、年度が異なるだけで事実上同一である。</p> <p>② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。</p> <p>③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。</p> <p>以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。</p>
--	--	---

5 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第157

答 申 書

平成26年10月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成24年10月26日に、平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の問題及び解答を記載した文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、本件公開請求に対応する試験問題及び解答（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成24年10月30日に、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり公開しない理由を付して異議申立人に通知した。

（公開しない理由）

条例第7条第7号（非公開約束情報）に該当

法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であつて、法人における通例として公にしないこととされているもの。

条例第7条第6号（事務事業情報）に該当

試験に係る事務に関する情報であつて、公にすることによって事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年11月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成24年11月27日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- （1）国家公務員試験では、試験問題の持ち帰りが認められているので、実施機関も契約を変更して試験問題の持ち帰りを認めるべきである。

(2) 実施機関は、本件処分において「公にしないとの条件で任意に提供を受けた情報であって、法人における通例として公にしないこととされている」と非公開理由を述べているが、県の試験問題について、その一部が再現され、国家公務員試験と同様に問題集が市販されており、事実上公にされている。また、「通例」とはどのようなものが該当するのか説明すべきである。

県のホームページに、試験問題及び解答が例題として公開されており、その全部を公開することも可能であると考えられる。

したがって、条例第7条第7号に該当しない。

(3) また、理由説明書では、これを公にすると、提供を受けた団体に対する責務に反することになり、提供を受けられなくなるものと考えられ、今後の職員採用試験の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、県独自に問題を工夫して作成すれば、支障を及ぼすことにはならない。

よって、条例第7条第6号にも該当しない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに係る公文書は、石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の問題及び解答である。

2 条例第7条第7号について

本件公文書は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から提供を受けたものであり、公にしないとの条件で提供を受けたものであるため、条例第7条第7号の非公開約束情報に該当する。

3 条例第7条第6号について

公にしないことを条件に提供を受けた情報を公開すると、提供を受けた団体の責務に違反することになり、信頼関係を損ね、提供を受けられなくなるものと考えられ、今後の職員採用試験の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6項の事務事業情報に該当する。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成24年度石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の択一問題及び解答を記載した文書である。

3 本件公開請求に係る非公開情報該当性について

(1) 先例の答申について

異議申立人は、平成21年12月14日に、平成7年度から平成21年度までの「石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における教養試験の択一問題及び解答」の公開請求を行い、実施機関が、当時保有していた平成18年度から平成21年度までの分について、平成21年12月22日に非公開決定を行ったところ、この処分に対して異議申立てを行っている。

これについて、実施機関から諮問を受けた当審査会では、平成23年4月8日付け答申第99号（以下「先例答申」という。）において、以下のとおり判断した。

ア 条例第7条第7号該当性について

実施機関は、非公開決定を行った公文書は、センターから公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。

当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示された。これを見分したところ、「Ⅱ提供を受けた団体の責務」の「2秘密保持」に、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。

このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。

イ 条例第7条第6号該当性について

実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。

このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。

(2) 非公開決定の当否について

当審査会において、先例答申の事案と本件処分に係る事案を比較したところ、次の事実が認められる。

- ① 本件公開請求に係る公文書の性質は、試験年度が異なるだけで事実上同一である。
- ② 公開請求に対する処分内容及びその理由は、同一である。
- ③ 異議申立人及び実施機関の争点に関する主張には、変更がない。

以上のことから、本件諮問に伴い、当審査会において改めて審議したところ、先例答申における判断を変更すべき特段の事情の変化を認めることができないため、先例答申と同一の判断に至った。

なお、当審査会において、センターから実施機関に送付された「平成24年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しの提供を受け確認したところ、「Ⅱ提供を受けた

団体の責務」の「2 秘密の保持」に、先例答申時と同様に記載されていることを確認した。

本件公開請求に係る公文書について非公開決定したことは特段不自然、不合理ではなく、本件処分は妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、職員採用候補者試験に係る問題等を県独自に作成し公表すべきであると主張しているが、当審査会はその当否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

なお、当審査会の西委員は、審査会の了解を得て本件諮問案件の審議を回避した。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 24 年 11 月 27 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 1 1 号)
平成 22 年 12 月 11 日	○実施機関（人事委員会事務局総務課）から理由説明書を受理した。
平成 25 年 1 月 15 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 26 年 7 月 23 日 (第 253 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 26 年 9 月 22 日 (第 255 回審査会)	○事案の審議を行った。